

魚津市告示第121号

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要綱を次のように定める。

令和5年8月9日

魚津市長 村椿 晃

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に係る必要な情報を防衛大臣に提供する場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において募集対象者情報とは、防衛大臣から当該年度の自衛官等募集に係る案内発送の対象となる者の情報であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、魚津市の住民基本台帳に記録されている者のうち日本の国籍を有する住民の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。

(募集対象者情報の提供)

第3条 市長は、防衛大臣から募集対象者情報の提供を求められたときは、募集対象者情報を提供するものとする。

(募集対象者情報提供の周知)

第4条 市長は、防衛大臣への募集対象者情報の提供について、広く市民に周知されるよう適切な措置を講じるものとする。

(除外申請)

第5条 募集対象者情報に含まれる者であって、第3条に掲げる自己の情報の防衛大臣への提供を望まないものは、市長に対し、自己の情報を除外するための申請（以下「除外申請」という。）をすることができる。

2 除外申請を行う者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、除外申請書（様式第1号）を提出（郵送等を含む。）するものとする。

3 申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げるいずれかの本人確認書類の原本を提示しなければならない。ただし、郵便等により申請をする場合は、当該本人確認書類の写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 各種健康保険の被保険者証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が本人確認書類として適当と認めるもの

4 第1項の申請を代理人により行うときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 除外申請の対象者（以下「除外対象者」という。）の前項に掲げる本人確認書類又はその写し、法定代理人の前項に掲げる本人確認書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
 - (2) 法定代理人以外の代理人 除外対象者の前項に掲げる本人確認書類又はその写し、代理人の前項に掲げる本人確認書類及びに委任の旨を証明する書類（委任状等）
- （除外の登録等）

第6条 市長は、除外申請書の記載事項が住民基本台帳の内容及び提示若しくは提出を受けた前条第3項各号に掲げる書類の内容と相違がないと認めるときは、当該除外対象者を魚津市自衛官等の募集対象者情報の除外申請に関する除外申請登録者名簿（様式第2号。以下「除外申請登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項に定める登録をしたときは、当該除外対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に対し、除外登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（除外登録者の情報除外）

第7条 市長は、募集対象者情報から除外申請登録者名簿に登録された者の情報を除外するものとする。

（募集対象者情報を提供する際の措置）

第8条 市長は、第3条に定める情報の提供を求められたときは、募集対象者情報を個人情報の保護措置を適切に講じたうえで、提供するものとする。

。

2 市長は、防衛大臣に対し、提供に係る個人情報について漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(除外登録の削除)

第9条 市長は、第6条第1項に定める登録が決定した日の属する年度が終了したとき、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

魚津市長 宛

除 外 申 請 書

申 請 者	住 所	〒 —
	氏 名	
	連 絡 先	
申請者の区分	1 下記の対象者本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	

魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要綱第5条の規定に基づき年度の募集対象者情報から除外を申請します。

対 象 者	住 所	魚津市
	氏 名	フリガナ
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	

(備考)

- 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 2 申請者の区分に応じて次の書類を提示又は提出してください。
 - (1) 対象者本人の場合 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）又はその写し
 - (2) 法定代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、法定代理人の本人確認書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
 - (3) 法定代理人以外の代理人の場合 除外対象者の本人確認書類又はその写し、代理人の本人確認書類及び委任の旨を証明する書類（委任状等）
- 3 当該除外申請を除外申請登録者名簿に登録したときは、上記の対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に通知します。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	本人等の確認書類等		
	対象者本人	法定代理人又は代理人	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 住基確認 <input type="checkbox"/> 委任状等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

住所
氏名

除外登録決定通知書について

年 月 日付けで申請のあった除外申請について、 年度における募集対象者情報の提供から除外することを決定しましたので、魚津市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供に関する要綱第6条の規定により通知します。

(除外決定対象者)

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	

年 月 日

魚津市長



なお、除外登録が決定した日の属する年度が終了したとき、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除します。